



市民の生活に寄り添い 誰一人取り残さない 社会の実現に向けて

市民を支える福祉の連携強化に取り組む

社会福祉職は、市民生活に関わる個別的支援をはじめ、そこから見える社会的な課題の発見やその解決が求められるため、相談援助技術だけでなく社会を見渡す俯瞰的な視点が必要な大変有意義で重い責任のある職です。生活保護担当のケースワーカーや査察指導員、子ども相談所の児童福祉司等として配属されると、日々、市民生活に寄り添った支援を行う一方で、法律や制度を意識した冷静な判断と丁寧な対応が求められます。また、社会福祉に係る施策を検討、立案する部署では、各統計資料などに加え、数字では測りにくい当事者の声や現場の実状をひとつずつ咀嚼していくことで、取組をより充実させていくことが肝要となります。

現在所属する地域共生推進課では、誰一人取り残さない社会の実現



に向けて、福祉分野と防災や建設等の他分野との連携や福祉関係機関の連携体制の強化に取り組んでいます。役割は幅広く多岐にわたりますが、そのどれもが市民の生活に結びつく重要なものです。

役職者として業務全体が 円滑に進むようサポート

昇任してからは、組織で仕事をするという考えがより強くなりました。時代により生活に関するニーズは変化していくため、社会福祉職として自身の支援に対する感覚に悩むこともあり、常に学び続ける姿勢が必要です。さらに、組織として人材育成の観点を重視した人員配置等を進めています。保健福祉総合センター等の現場においては、日々、支援や制度の適用を巡って判断することが求められます。緊張感を保ちつつも、組織としてフォローする環境を構築することで、迅速かつ丁寧な対応が可能になるよう尽力しています。



PROFILE

鷺見 佳宏

平成18年4月採用

健康福祉局 生活福祉部
地域共生推進課
課長補佐

メリハリをつけて 仕事とプライベートを両立

多忙な中でも、仕事とプライベートとのメリハリが大切だと考えています。施策検討や合意形成のための業務には特にしっかりと取り組みたいとの思いもあり、帰宅が遅くなることもありますが、スケジュールの共有化などにより、子どもの学校や保育園の行事には極力参加しています。また、子どもが生まれた際は、当時の管理職から「後に続く人のためにも育休を取得すべき」という言葉をいただき、気兼ねなく育児休業を取得することができました。短期間でしたが実際に取得したことで、単なる休暇ではなく育児のための時間を積極的に確保するための制度であることを実感でき、「育児は当然に行うもの」という考えに自然に変わったことはとても有意義なことでした。

昇任の時期・各種休暇取得時期

平成27年
生活支援管理課
係長(係長級)

平成29年5月
育児休業

令和4年
地域共生推進課
課長補佐(課長補佐級)